

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第七ウの表中

38
39
40
40
41
42
43
41
41
42
42
43
43
44

を

37
38

38
39
39
40
40
41
42
43

に改め、別表第七カの表中

30
30
31

31
32
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
30
31
31
31

32
32
32
33
34
35

に改め、別表第七クの表中

62
62
62
62
62
62
62

63
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62
62
62
62
62

63
63
63
63
63
63
63

に改める。

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 級別資格基準表(第四条―第九条)」を「第二章 削除」に、「

第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第一条中「第四条第三項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、条

例」を削る。

第二条第四号を次のように改める。

四 採用試験 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十八条第一項に定める採用のための競争試験

第二条中第五号から第八号までを削り、同条第九号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第五号とし、同条第十号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第六号とする。

第三条を次のように改める。

（等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務）

第三条 条例第四条第三項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、別表第一のとおりとする。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

（新たに職員となつた者の職務の級）

第十条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。

）の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項ただし書の規定の適用を受ける職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第十九条第五項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事委員会の定めると

ころにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第十一条第一項中「別表第六に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）」を「初任給基準表」に、「同表」を「初任給基準表」に、「第二十三条第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者

二 人事委員会が行う採用試験に準ずる試験の結果に基づいて職員となつた者

三 前二号に該当し、その後人事交流等により引き続き第十六条各号（第九号の規定を除く。）のいずれかに掲げる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者

第十二条に次の二項を加える。

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第三に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第十三条第一項中「修学年数調整表」を「別表第四に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）」に、「同表」を「初任給基準表」に改め、同条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に、「同表」を「初任給基準表」に改める。

第十四条第一項中「第四号に掲げる者で必要経験年数が十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち七年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数については、十二月、七年を超え十年までの年数から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数については、十五日」を「第四号に掲げる者で人事委員会の定める職務の級に決定されたものの同号に定める

経験年数の月数については、人事委員会が定める月数」に、「第三十五条第一項に規定する特定職員」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は第三十四条各号に掲げる職員（以下「特定職員」という。）」に改め、同項第一号中「第五条第二項第一号及び第二号に掲げる者」を「第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる者（第四号に該当する者を除く。）」に、「正規の試験」を「採用試験」に改め、同項第二号中「第五条第二項第三号に掲げる者」を「第十二条第三項の規定の適用を受ける者（第四号に該当する者を除く。）」に改め、同項第四号中「第一号又は第二号に該当する者以外の者で」を削り、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を「人事委員会の定める」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（経験年数）

第十四条の二 第十条第二項、第十一条第二項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によること、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第五に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際し用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第十五条中「前二条」を「第十三条又は第十四条」に改める。

第十六条中「前二条」を「第十四条又は前条」に改める。

第十七条第一号中「教授、准教授、」を削る。

第十八条中「その職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者」を「特定職員」に改める。

第十九条第一項中「次に定めるところによりその者の属する職務の級を一級上位の職務の級に」を「その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、昇格させようとする日以前三年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前三年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならぬ。

一 職員を昇格させようとする日以前三年間における能力評価及び業績評価（評価期間の全期間において職務に従事した上での評価に限る。）の全体評語がいずれも上位（全体評語の段階が中位より上であることをいう。以下同じ。）又は中位の段階であること。

二 職員を昇格させようとする日以前一年以内に、法第二十九条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

第十九条第三項中「第一項」を「第五項」に、「年数」を「期間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 職員が外国若しくは公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により前項第一号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前三年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前三年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規

定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 昇格させようとする職務の級に分類されている職務について、優れた能力及び適性を有すると認められる職員であつて、当該職務を遂行させることが特に必要と認められる者については、第二項第一号の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

5 前各項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第六に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果その他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。

6 前項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第六」とあるのは「人事委員会の定める要件及び別表第六」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「において」とする。第十九条の次に次の一条を加える。

（在級期間表の適用方法）

第十九条の二 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第十二条第二項第二号若しくは第三号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級

した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

一 第十六条又は第十七条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

二 第二十四条第一項又は第二十六条第一項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第二十条中「第五条第二項各号の一」を「第十二条第二項第一号若しくは第二号」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄」を「在級期間表の異なる職種欄」に、「を有する」を「等を有する」に、「前条」を「第十九条」に、「資格」を「資格等に」に改める。

第二十一条第一項中「場合」の下に「又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）第二条の二の規定による休職から復帰した場合」を加える。

第二十二条第四項中「させた場合におけるその者の号給」を「させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「人事委員会の定める号給とする」を「あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる」に改める。

第二十三条第一項中「号給は」の下に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十三条第四項を削り、第四章中同条を第二十三条の二とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（降格）

第二十三条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第二十四条第一項中「第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準に従い、それぞれ昇格させ、」を「その異動の日に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受ける職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第十九条第五項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第二十六条第一項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第二十五条第三項中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十六条第一項中「第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「仮定級の範囲内で」に改める。

第三十二条の見出し中「昇給日」の下に「及び評価終了日」を加え、同条中「第六条第四項の」の下に「規定により昇給を行う同項の」を加え、「いう。」の下に「とし、昇給日前における同項の人事委員会規則に定める日は、昇給日前一年間における三月三十一日（以下「評価終了日」という。）」を加える。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十五条の見出し中「特定職員の」を削り、同条第一項から第五項までを次のように改める。

評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した二回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じた決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第一号ア若しくはイ又は第三号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

一 昇給評語が上位又は中位の段階である職員（当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が上位の段階（最上位の段階を除く。）であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあつては、人事委員会の定める者に限る。）のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員
のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

三 昇給評語のいずれかが下位（全体評語の段階が中位より下であることをいう。以下同じ。）の段階である職員、評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員及び懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由に該当した職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が外国又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて評価終了日以前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第一項第三号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

第三十五条第八項中「第二項の規定により同項第一号に掲げる区分に該当するものとして決定する特定職員の昇給の号給数の合計から、当該特定職員について同項第二号に掲げる区分に該当するものとした場合に決定される昇給の号給数の合計を減じた号給数は、」を「第一項又は第三項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の定数、第六項の人事委員会の定める割合等を考慮して」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項又は前項」を「前三項」に、「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「特定職員」を「職員」に、「第一項及び前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第一項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に、「又は号給」を「又は当該号給」に、「特定職員に」を「職員に」に改め、「あつては、」の下に「前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」を加え、「特定職員は」を「職員は」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 各任命権者において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 条例第六条第六項の規定の適用を受けない職員の同条第四項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、Eの昇給区分に該当する職員は、昇給しない。

一 A 八号給以上

二 B 六号給

三 C 四号給（特定職員にあつては、三号給）

四 D 二号給

8 条例第六条第六項の規定の適用を受ける職員の同条第四項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、C、D及びEの昇給区分に該当する職員は、昇給しない。

一 A 二号給以上

二 B 一号給

第三十五条に次の一項を加える。

12 人事評価の基準又は方法を異にするため第一項及び第二項の規定により難い任命権者は、これらの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより昇給区分を決定することができる。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十九条中「最高号給」を「最高の号給」に改める。

第四十三条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「法」に、「外国派遣職員又は」を「外国派遣職員若しくは」に改め、「以下「休職等の期間」という。」を削り、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「、同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

附則第四項中「級別資格基準表において別に定めることとされている基準」を「在級期間表において別に定めることとされている事項」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	四級	五級
<p>条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</p>	<p>1 総括研究員の職務 2 財政課の主計員の職務 3 高等技術専門校の専門指導員の職務 4 監査委員事務局の調査員の職務 5 教育委員会事務局の管理主事の職務 6 文化財保存事務所の出張所主任の職務</p>	<p>1 調整官の職務 2 所長補佐の職務 3 主任企画員の職務 4 外国人支援センターの室長の職務 5 消防学校の教頭の職務 6 消費生活センターの副所長の職務 7 産業振興総合センターの課長及び室長の職務 8 高等技術専門校の副校長の職務 9 流域下水道センターの参事の職務 10 馬見丘陵公園館の副館長の職務 11 高等学校総合寄宿舎の寮長の職務 12 教育研究所の事務局長の職務 13 警察本部の管理官、次席、副所長、指導官及び第二庁舎統括官補佐の職務 14 警察本部の課の附置機関の室長、所長、副室長、副所長、室長補佐、所長補佐及び隊長補佐の職務</p>

八級	七級	六級	
<p>4 人事委員会事務局の参事の職務</p> <p>3 教育次長の職務</p> <p>2 審議官の職務</p> <p>1 知事公室次長の職務</p>	<p>11 警察本部の課長及び所長の職務</p> <p>10 教育研究所の副所長の職務</p> <p>9 教育委員会事務局の室長の職務</p> <p>8 檀原考古学研究所の副所長の職務</p> <p>7 産業振興総合センターの部長の職務</p> <p>6 会計局の会計指導官の職務</p> <p>5 総務厚生センターの所長の職務</p> <p>4 河川政策官の職務</p> <p>3 道路政策官の職務</p> <p>2 技監の職務</p> <p>1 企画管理室長の職務</p>	<p>8 警察本部の参事、調査官、聴聞官、交通管制官及び主幹の職務</p> <p>7 教育委員会事務局の参事の職務</p> <p>6 労働委員会事務局の課主幹の職務</p> <p>5 収用委員会事務局の事務局長の職務</p> <p>4 農業研究開発センターの部長の職務</p> <p>3 文化会館及び檀原文化会館の副館長の職務</p> <p>2 美術館の館長代理及び副館長の職務</p> <p>1 東京事務所の副所長の職務</p>	<p>16 警察学校の管理官、校長補佐及び警部の階級に相当する段階にある教官の職務</p> <p>15 警察署の会計官及び課長の職務</p>

九級	<ul style="list-style-type: none"> 1 県理事の職務 2 知事公室長の職務 3 危機管理監の職務 4 南部東部振興監の職務 5 会計局長の職務 6 会計管理者の職務 7 教育委員会事務局の理事の職務
----	---

イ 公安職給料表

職務の級	<p>条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</p>
五級	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察本部の指導官、分駐隊長、通信指令官、隊長補佐及び第二庁舎統括官補佐の職務 2 警察本部の課の附置機関の警部の階級にある隊長、副室長、副所長、副隊長、室長補佐、所長補佐及び隊長補佐の職務 3 警察署の警部の階級にある次長、警部の階級にある分庁舎所長及び警部の階級にある幹部交番所長の職務 4 警察学校の警部の階級にある教官の職務 5 警察本部以外の課長補佐の職務
六級	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察本部の課の附置機関の室長、所長及び警視の階級にある隊長の職務 2 警察署の警視の階級にある次長、刑事官、地域官、交通官及び警視の階級にある分庁舎所長の職務 3 困難な業務を所掌する警察本部の指導官、分駐隊長、通信指令官、隊長補佐及び第二庁舎統括官補佐の職務 4 困難な業務を所掌する警察本部の課の附置機関の警部の階級にある隊長、副室長、副所長、副隊長、室長補佐、所長補佐及び隊

ウ 教育職給料表(二)

	<p>長補佐の職務</p> <p>5 困難な業務を所掌する警察署の警部の階級にある次長、警部の階級にある分庁舎所長及び警部の階級にある幹部交番所長の職務</p> <p>6 困難な業務を所掌する警察学校の警部の階級にある教官の職務</p> <p>7 困難な業務を所掌する警察本部以外の課長補佐の職務</p>
職務の級	<p>条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</p>
一級	<p>県立の中学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務</p>
二級	<p>1 県立の中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務</p> <p>2 県立の中学校の講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）の職務</p> <p>3 県立の高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）の職務</p>
特二級	<p>1 県立の中学校の主幹教諭の職務</p> <p>2 相当困難な業務を所掌する指導主事の職務</p>
三級	<p>1 県立の中学校の教頭の職務</p> <p>2 教育研究所の参事、部長及び主幹の職務</p> <p>3 困難な業務を所掌する指導主事の職務</p>
四級	<p>1 県立の中学校の校長の職務</p> <p>2 教育研究所の困難な業務を所掌する参事、部長及び主幹の職務</p>

3 特に困難な業務を所掌する指導主事の職務

エ 教育職給料表(三)

職務の級
条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
二級 市町村立の中学校又は小学校の講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）の職務
特二級 相当困難な業務を所掌する指導主事の職務
三級 1 教育研究所の参事、部長及び主幹の職務 2 困難な業務を所掌する指導主事の職務
四級 1 教育研究所の困難な業務を所掌する参事、部長及び主幹の職務 2 特に困難な業務を所掌する指導主事の職務

オ 研究職給料表

職務の級
条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
二級 主任の職務
三級 1 主任主査の職務 2 檀原考古学研究所の部主幹及び室長の職務 3 檀原考古学研究所附属博物館の次長及び館主幹の職務 4 農業研究開発センターの科長の職務 5 大和茶研究センター、大和野菜研究センター、果樹・薬草研究

	四級	<p>センター及び病害虫防除所の所長の職務</p> <p>6 畜産技術センターの副所長代理の職務</p> <p>7 科学捜査研究所の主任研究員の職務</p> <p>1 檀原考古学研究所の部長の職務</p> <p>2 檀原考古学研究所附属博物館の副館長の職務</p> <p>3 保健研究センター、畜産技術センター及び森林技術センターの副所長の職務</p> <p>4 農業研究開発センターの研究開発部長の職務</p> <p>5 科学捜査研究所の首席研究員の職務</p>
五級		<p>1 檀原考古学研究所の副所長の職務</p> <p>2 産業振興総合センターの部長の職務</p>

カ 医療職給料表(一)

	三級	<p>条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</p> <p>1 困難な業務を所掌する係長又は調整員の職務</p> <p>2 精神保健福祉センターの所長の職務</p>
--	----	--

キ 医療職給料表(二)

	六級	<p>条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</p> <p>本庁の室長補佐及び主任調整員の職務</p>
七級		<p>本庁の参事及び主幹の職務</p>

ク 医療職給料表(三)

職務の級	1 看護主査の職務 2 主任の職務 3 看護指導主査の職務 4 主任主査の職務	1 看護主査の職務 2 主任の職務 3 看護指導主査の職務 4 主任主査の職務	1 警察本部の課の附置機関の室長補佐の職務 2 警察本部の管理官の職務	警察本部の参事及び主幹の職務
四級				
五級				
六級				

別表第二 初任給基準表(第十条関係)

ア 行政職給料表初任給基準表

試験又は職種	採用試験		学歴免許等	初任給
	Ⅱ種	Ⅰ種		
その他			高校卒	一級五号給
				一級九号給
				一級二十九号給

備考 薬剤師、獣医師、保健師その他特別の免許を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める基準に従い決定することができる。

イ 公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅱ種	一級五号給

ウ 教育職給料表(二)初任給基準表

職種 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）	学歴免許等	初任給
	博士課程修了	二級三十五号給
	修士課程修了	二級十七号給
	専門職学位課程修了	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
	短大卒	一級十五号給
	大学卒	一級二十五号給
講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	一級二十五号給
	短大卒	一級十五号給
	高校卒	一級五号給

備考

1 この表の適用を受ける職員の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「高校三卒」又は「高校二卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての修学年数調整表

に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表一の部五の項に該当する場合にあつては、その年数に六月を加えた年数）とする。

2 教諭のうち教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）による改正前の教育職員免許法附則第十項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。

エ 教育職給料表(三)初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給	
教諭 養護教諭 栄養教諭	講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）	博士課程修了	二級四十七号給	短大卒	二級七号給
		修士課程修了	二級二十九号給		
		専門職学位課程修了			
		大学卒	二級十七号給		
		短大卒	二級七号給		
		大学卒	二級二十五号給		
講師 助教諭 養護助教諭		短大卒	一級十五号給	短大卒	一級十五号給
		大学卒	一級二十五号給		
		短大卒	一級十五号給		
		短大卒	一級十五号給	短大卒	一級十五号給
		大学卒	一級二十五号給		
		短大卒	一級十五号給	短大卒	一級十五号給
		大学卒	一級二十五号給	短大卒	一級十五号給

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数については、教育職給料表(二)初任給基準表の備考第一項の規定を準用する。

才 研究職給料表初任給基準表

		採用試験		試験
		Ⅱ種	Ⅰ種	
その他	高校卒			学歴免許等
	一級一号給			初任給
	大学六卒			
	二級十三号給			
	専門職学位課程修了			
博士課程修了				
二級三十三号給				
博士課程修了 後のものに限る。）				
二級三十七号給				
一級五号給				
二級一号給				

備考

1 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学六卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学六卒」の区分は、第十二条第三項の適用を受ける者のうち当該区分の適用についてはあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

2 試験欄の「Ⅰ種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもつて充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号給が「博士課程修了」にあつては「二級三十三号給」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」にあつては「二級十三号給」と定められているものとして取り扱う

ものとする。この場合において、この項の規定の適用を受ける職員については、第十三条の規定は適用しないものとし、当該職員に第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、この項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもって、同号の経験年数とする。

カ 医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	博士課程修了	一級二十九号給
	大学六卒	一級五号給

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学六卒	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
	大学六卒	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
獣医師	大学六卒	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
栄養士	短大卒	一級十五号給
	大学卒	二級五号給

診療放射線技師	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
診療エックス線技師	短大卒	一級十五号給
	大学卒	二級五号給
臨床検査技師	短大三卒	一級二十一号給
	大学卒	二級五号給
衛生検査技師	大学卒	二級五号給
	短大卒	一級十五号給
歯科衛生士	短大卒	一級十五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給
その他	高校卒	一級五号給

備考

1 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師及び歯科衛生士の経歴年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となった者に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

ク 医療職給料表(三)初任給基準表

職種	保健師 助産師		短大三卒	二級十三号給	初任給
	大学卒				
看護師	短大二三卒		二級十三号給	二級九号給	准看護師養成所卒
	短大二三卒				
	二級十三号給				
准看護師	一級九号給				

備考

1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所（平成十三年法律第一百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

2 この表の適用を受ける職員の経歴年数は、その免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 准看護師の業務に三年以上従事したことにより、保健師助産師看護師法第二十一条第四号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては二級二十一号給、「短大二三卒」にあつては二級十七号給とする。

ケ 福祉職給料表初任給基準表

職種	児童指導員 児童自立支援専門員		学歴免許等	初任給
	短大卒	短大卒	一級二十五号給	
	短大卒	短大卒	一級十五号給	
保育士 児童生活支援員	短大卒	短大卒	一級十五号給	
	短大卒	短大卒	一級十五号給	

備考

1 児童福祉事業、児童自立支援事業等に従事したことにより保育士、児童指導員、児童自立支援専門員又は児童生活支援員になった者のうち、人事委員会が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

2 前項に規定する者で人事委員会が定めるものに第十四条第一項の規定を適用する場合には、同項第三号に定める経験年数から人事委員会の定める年数を減じた年数をもつて、同号の経験年数とする。

別表第三中「(第五条関係)」を「(第十二条関係)」に改め、4の部中学卒の項(一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 修学年数調整表(第十三条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
博士課程修了	二十一年	大学卒 (十六年)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)	中学卒 (九年)
修士課程修了	十八年	二年	四年	六年	九年
		五年	七年	九年	十二年

中学卒	高校二卒	高校三卒	高校専攻科卒	短大一卒	短大二卒	短大三卒	大学四卒	大学専攻科卒	大学六卒	専門職学位課程修了
九年	十一年	十二年	十三年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十八年
△七年	△五年	△四年	△三年	△三年	△二年	△一年		一年	二年	二年
△五年	△三年	△二年	△一年	△一年		一年	二年	三年	四年	四年
△三年	△一年		一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年	六年
	二年	三年	四年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	九年

備考

1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。こ

の場合において「△」を付していない年数は加える年数を、「△」を付した年数は減ずる年数を示す。

3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第五 経験年数換算表（第十四条の二関係）

経歴	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間		換算表
	職員として同種の職務に従事した期間	十割	
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	十割以下	
	その他の期間	八割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場	

	民間における企業 体、団体等の職員と しての在職期間	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)	その他の期間
	職員としての職務にその経 験が直接役立つと認められ る職務に従事した期間	その他の期間	教育、医療に関する職務等 特殊の知識、技術又は経験 を必要とする職務に従事し た期間で、その職務につい ての経験が職員としての職 務に直接役立つと認められ るもの 技能、労務等の職務に従事 した期間でその職務につい ての経験が職員としての職 務に役立つと認められるも の その他の期間
合は、十割以下)	十割以下	八割以下	十割以下 十割以下 五割以下(部内の他の職員 との均衡を著しく失する場 合は、八割以下) 二割五分以下(部内の他の 職員との均衡を著しく失す る場合及び教育職給料表の 適用を受ける職員に適用す る場合は、五割以下)

備考

1 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を八割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、十割以下）とする。

2 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

別表第六 在級期間表（第十九条関係）

ア 行政職給料表在級期間表

職務の級	
二級	三級
三級	四級
四級	五級
五級	六級
六級	七級
七級	八級
八級	九級
3	4
4	4
4	2
2	2
2	4
4	3
3	3

備考 II種の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「3」とあるのは、II種の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

イ 公安職給料表在級期間表

職務の級								
二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	

2
3
5
6
2
2
4
3

ウ 教育職給料表(二)在級期間表

職種	職務の級	校長	教頭	主幹教諭	教諭	主任実習助手 主任寄宿舎指導員	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手
		0	0	0	0		
	二級	0	0	0	0	別に定める	
	特二級	7	7	7			
	三級	別に定める	別に定める				
	四級	別に定める					

寄宿舎指導員				
--------	--	--	--	--

備考

1 職種欄の「主幹教諭」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級特二級の欄中「7」とあるのは、「10」とする。

2 職種欄の「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」又は「講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「0」とあるのは、「2.5」とする。

エ 教育職給料表(三)在級期間表

職種	職務の級			
	二級	特二級	三級	四級
校長	0	7	別に定める	別に定める
教頭	0	7	別に定める	
主幹教諭	0	7		
教諭 養護教諭 栄養教諭	0			
講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限				

講師 助教諭 養護助教諭					る。)

備考 職種欄の「主幹教諭」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、教育職給料表(二在級期間表の備考第一項の規定を準用する。

オ 研究職給料表在級期間表

職務の級	
二級	三級
四級	五級
0	別に定める
別に定める	別に定める
別に定める	別に定める

備考 II種の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「0」とあるのは、II種の結果に基づいて職員となった者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。

カ 医療職給料表(一)在級期間表

職務の級	
二級	三級
四級	別に定める
6	3
別に定める	別に定める

キ 医療職給料表(二)在級期間表

その他	歯科衛生士	師 衛生検査技 ス線技師 診療エック	師 臨床検査技 技師 診療放射線	栄養士	獣医師 薬剤師	職種	
						職務の級	
る 別に定め	2.5	2.5	1	2.5	0	二級	
る 別に定め	5	5	5	5	2	三級	
る 別に定め	る 別に定め	3	3	3	3	四級	
る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	五級	
る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	六級	
る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	る 別に定め	七級	

備考

1 職種欄の「薬剤師」又は「獣医師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学

卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級三級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

2 職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」又は「衛生検査技師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「2.5」とあるのは、「4」とする。

ク 医療職給料表(三)在級期間表

職種	職務の級	
	二級	三級
保健師	0	7
助産師	る	別に定め
看護師	る	別に定め
准看護師	別に定め	別に定め
	る	別に定め

備考 職種欄の「保健師」又は「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級三級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

ケ 福祉職給料表在級期間表

--

職種	職務の級			
	二級	三級	四級	五級
児童指導員 児童自立支援専門員	3	6	2	4
保育士 児童生活支援員	5.5	6	別に定める	別に定める

備考 職種欄の「児童指導員」又は「児童自立支援専門員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「3」とあるのは、「5.5」とする。

別表第七才を削り、同表力を同表才とし、同表キから同表コマまでを同表力から同表ケまでとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二 降格時号給対応表(第二十三条の二関係)

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	81	53	53	45	45	85	61	45
38	82	54	54	46	46	85	61	45
39	83	55	55	47	47	85	61	45
40	84	56	56	48	48	85	61	45
41	86	58	57	49	50	85	61	45
42	88	60	58	50	52	85	61	
43	90	62	59	51	54	85	61	
44	92	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		

54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						

113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	

56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					

115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76
31	54	55	55	77
32	56	56	56	77
33	58	57	57	77
34	60	58	58	77
35	62	59	59	77
36	64	60	60	77
37	66	61	61	77
38	68	62	62	
39	70	63	63	
40	72	64	64	
41	73	65	65	
42	74	66	66	
43	75	67	67	
44	76	68	68	
45	78	69	69	
46	80	70	70	
47	82	71	71	
48	84	72	72	
49	86	73	73	
50	88	74	74	
51	90	75	75	
52	92	76	76	
53	94	77	77	
54	96	78	78	
55	98	79	79	

56	100	80	80	
57	103	81	81	
58	106	82	82	
59	109	83	83	
60	112	84	84	
61	117	85	86	
62	122	86	88	
63	127	87	90	
64	132	88	92	
65	138	89	93	
66	144	90	94	
67	150	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	111	
74	153	98	114	
75	153	99	117	
76	153	100	117	
77	153	101	117	
78	153	102		
79	153	103		
80	153	104		
81	153	106		
82	153	108		
83	153	110		
84	153	112		
85	153	114		
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		
112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		

115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

エ 教育職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	10	39	11	59
4	11	40	12	60
5	12	41	13	61
6	13	42	14	62
7	14	43	15	63
8	15	44	16	64
9	16	45	17	65
10	17	46	18	66
11	18	47	19	67
12	19	48	20	68
13	20	49	21	69
14	21	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	93
24	32	60	32	93
25	33	61	33	93
26	34	62	34	93
27	35	63	35	93
28	36	64	36	93
29	37	65	37	93
30	38	66	38	93
31	39	67	39	93
32	40	68	40	93
33	41	69	41	93
34	42	70	42	93
35	43	71	43	93
36	44	72	44	93
37	45	73	45	93
38	46	74	46	
39	47	75	47	
40	48	76	48	
41	50	77	49	
42	52	78	50	
43	54	79	51	
44	56	80	52	
45	58	81	53	
46	60	82	54	
47	62	83	55	
48	64	84	56	
49	66	85	57	
50	68	86	58	
51	70	87	59	
52	72	88	60	
53	73	89	61	
54	74	90	62	
55	75	91	63	

56	76	92	64	
57	78	93	65	
58	80	94	66	
59	82	95	67	
60	84	96	68	
61	87	97	69	
62	90	98	70	
63	93	99	71	
64	96	100	72	
65	101	101	73	
66	106	102	74	
67	111	103	75	
68	116	104	76	
69	119	105	77	
70	122	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150		
95	125	153		
96	125	156		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		

115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

オ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73

56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			

115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

力 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89

56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

キ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	

56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

ク 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69

56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				

115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

ケ 福祉職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	25	9	17
2	26	26	10	18
3	27	27	11	19
4	28	28	12	20
5	29	29	13	21
6	30	30	14	22
7	31	31	15	23
8	32	32	16	24
9	33	33	17	25
10	34	34	18	26
11	35	35	19	27
12	36	36	20	28
13	37	37	21	29
14	38	38	22	30
15	39	39	23	31
16	40	40	24	32
17	41	41	25	33
18	42	42	26	34
19	43	43	27	35
20	44	44	28	36
21	46	45	29	37
22	48	46	30	38
23	50	47	31	39
24	52	48	32	40
25	53	49	33	41
26	54	50	34	42
27	55	51	35	43
28	56	52	36	44
29	58	53	37	45
30	60	54	38	46
31	62	55	39	47
32	64	56	40	48
33	65	57	42	49
34	66	58	44	50
35	67	59	46	51
36	68	60	48	52
37	70	61	49	53
38	72	62	50	54
39	74	63	51	55
40	76	64	52	56
41	77	65	55	58
42	78	66	58	60
43	79	67	61	62
44	80	68	64	64
45	82	69	69	66
46	84	70	74	68
47	86	71	81	70
48	88	72	88	72
49	90	73	93	74
50	92	74	93	84
51	94	75	93	93
52	96	76	93	93
53	99	77	93	93
54	102	78	93	93
55	105	79	93	93

56	108	80	93	93
57	113	82	93	93
58	118	84	93	93
59	123	86	93	93
60	128	88	93	93
61	133	90	93	93
62	140	92	93	93
63	147	94	93	93
64	153	96	93	93
65	153	98	93	93
66	153	100	93	93
67	153	102	93	93
68	153	121	93	93
69	153	121	93	93
70	153	121	93	93
71	153	121	93	93
72	153	121	93	93
73	153	121	93	93
74	153	121	93	93
75	153	121	93	93
76	153	121	93	93
77	153	121	93	93
78	153	121	93	
79	153	121	93	
80	153	121	93	
81	153	121	93	
82	153	121	93	
83	153	121	93	
84	153	121	93	
85	153	121	93	
86	153	121	93	
87	153	121	93	
88	153	121	93	
89	153	121	93	
90	153	121	93	
91	153	121	93	
92	153	121	93	
93	153	121	93	
94	153			
95	153			
96	153			
97	153			
98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			
103	153			
104	153			
105	153			
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			

115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 3 平成二十七年四月一日から改正後規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による号給とするものとする。
- 4 改正後規則の施行の日において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までにおける昇格に関する経過措置)
- 5 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十九条第二項の規定の適用については、同項中「昇格させようとする日以前三年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実」とあるのは「勤務成績を判定するに足りると認められる事実」と読み替えるものとし、同項第一号の規定は、適用しない。
- 6 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十九条第二項の規定の

適用については、同項中「昇格させようとする日以前三年間」とあるのは、「平成二十八年四月一日以後」と読み替えるものとする。

（平成二十八年四月一日に行われる昇給に関する経過措置）

7 平成二十八年四月一日に行われる条例第六条第四項の規定による昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。

（地方公務員法改正の経過措置として勤務成績の評定を行う任命権者に関する特例）

8 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定の適用を受ける任命権者に係る前三項の規定の適用については、附則第五項の前の見出し中「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」と、同項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十年三月三十一日」と、附則第六項中「平成二十九年四月一日」とあるのは「平成三十年四月一日」と、「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」と、「平成二十八年四月一日」とあるのは「平成二十九年四月一日」と、前項中「平成二十八年四月一日」とあるのは「平成二十八年四月一日及び平成二十九年四月一日」と読み替えるものとする。